

令和6年度「中小企業アドバイザー(中心市街地・商店街活性化)※仮称」募集要項

<p>業務内容</p>	<p>① 中心市街地活性化に係る高度な専門知識や経験に基づき、中心市街地活性化基本計画等の策定およびその計画の事業実行を支援するための助言業務</p> <p>② 中心市街地活性化に係る高度な専門知識や経験に基づき、中心市街地活性化協議会の設立および運営を支援するための助言業務</p> <p>③ 商店街活性化に係る高度な専門知識や経験に基づき、商店街組織等(※)やまちづくり会社における事業計画の策定および組織運営等を支援するための助言業務</p> <p>④ 上記①②③に関連する業務</p> <p>※商店街組織等:商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有するもの及び法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができるもの。</p>
<p>契約形態</p>	<p>業務委託契約</p> <p>「中小企業アドバイザー(中心市街地・商店街活性化)※仮称」として登録を行い、必要に応じて業務を依頼します。なお勤務日数が保証された雇用契約ではありません。</p>
<p>契約期間</p>	<p>令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>
<p>資格・要件</p>	<p>下記①②③④の要件を全て満たすこと</p> <p>① 中心市街地活性化や、まちづくり会社、商店街組織等の事業運営に対する高度な専門知識を有し、相談内容に応じた支援計画を立案できる者</p> <p>② 中心市街地活性化や、まちづくり会社、商店街組織等の事業運営に対する高度な専門知識を有し、その分野に係る相談・助言等について概ね3年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ 令和6年4月1日時点で、70歳未満の者</p> <p>④ 令和6年4月1日時点で、5事業年度を超えて「中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)」および「中心市街地商業活性化アドバイザー」に連続登録とならない者 ※令和7年度から再応募可能</p>
<p>報酬等</p>	<p>【業務報酬:50,000円/事案】</p> <p>中心市街地・商店街の活性化に関する計画策定支援や相談助言等を行う業務及び中心市街地活性化協議会・商店街組織等・まちづくり会社の設立や運営等を支援するための助言業務並びにその関連業務</p> <p>※案件の軽重(業務量、難易度等)により、報酬の単価に0.5を単位とした係数を乗じた金額を報酬として依頼する場合があります。</p> <p>※機構が依頼する遠地(50km以上)への出張業務については、機構の規定により別途旅費を支給します。</p> <p>※機構の都合により、契約期間内でも報酬額が変更になる場合があります。</p>

<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書(様式1) ・応募理由書(様式1-別添) <p>※指定する様式以外で応募された場合や提出書類に不足、又は不備がある場合には、応募を受付できません。</p>
<p>応募方法・締切</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類送付先へメールにてご提出ください。 (郵送やFAX、持込みによる提出はご遠慮ください。) ・締切:<u>令和6年1月19日(金) 17:00</u> ※必着 <u>締切後に到着したものは受付できません。</u>
<p>選考方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考 <p>※「面接選考(オンライン)」を上記の選考後に実施する場合がございます。</p>
<p>応募書類送付先 及び問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送付先メールアドレス:machi@smrj.go.jp ・問い合わせ先: 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室まちづくり推進室 アドバイザー登録担当 TEL:03-5470-1632 (担当:町田・宇佐美)
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の都合により、契約期間内でも報酬額や契約期間等が変更になる場合がありますので、ご了承ください。 ・応募書類の受付はメールにてのみ行います。送付先メールアドレスをお間違いないようお願いいたします。 ・評価方法及び選考結果についてのお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。 ・応募書類記入方法は、(別紙1)「応募書類記入要領」をご参照ください。